振出日　平成23年９月30日
振出地　兵庫県尼崎市
振出人　エア・リキード工業ガス株式会社　代表取締役　田中　成和
受取人　近畿エアー・ウォーター株式会社
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＬＫ229847
金額　445,156円
支払期日　平成24年２月29日
受取人　椿野化工株式会社
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２３年（へ）第２３３号

岩手県大船渡市猪川町字善蔵敷133番地14
申立人　まるたつ株式会社（旧商号株式会社マルタツ）
代表者代表取締役　熊谷　智文
権利を争う旨の申述の終期　平成24年３月12日
平成23年11月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　ＮＦ281932
金額　176,000円
支払期日　平成23年４月30日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三井住友銀行日本橋支店
振出日　平成22年12月31日
振出地　東京都港区
振出人　タマホーム株式会社　代表取締役　玉木　康裕
受取人　株式会社マルタツ
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＮＪ283711
金額　143,000円
支払期日　平成23年５月31日
振出日　平成23年１月31日
⑶手形番号　ＮＪ285374
金額　244,000円
支払期日　平成23年６月28日
振出日　平成23年２月28日
⑵及び⑶の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２３年（へ）第２３４号

岩手県大船渡市猪川町字善蔵敷133番地14
申立人　まるたつ株式会社（旧商号株式会社マルタツ）
代表者代表取締役　熊谷　智文
権利を争う旨の申述の終期　平成24年３月12日
平成23年11月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＬＥ285553
金額　2,780,000円
支払期日　平成23年５月20日
支払地　東京都渋谷区
支払場所　株式会社三井住友銀行渋谷支店
振出日　平成23年２月15日
振出地　東京都港区
振出人　世紀東急工業株式会社　取締役社長　小寺　浩
受取人　株式会社マルタツ
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第２３５号

東京都港区芝３丁目21番10―2602号
申立人　東邦金属株式会社
代表者代表取締役　加古佐知子
権利を争う旨の申述の終期　平成24年３月12日
平成23年11月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＭ38121
金額　426,825円
支払期日　平成23年７月５日
支払地　東京都大田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行羽田支店
振出日　平成23年２月25日
振出地　東京都大田区
振出人　株式会社エーディーケイ　代表取締役　遠藤　義信
受取人　有限会社エム・エイ
裏書人　有限会社エム・エイ　代表取締役　小川　雅雄
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第２３７号

東京都葛飾区奥戸４丁目12番11号
申立人　株式会社セフティプロ
代表者代表取締役　奥野　忠志
権利を争う旨の申述の終期　平成24年３月12日
平成23年11月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩＶ208720
金額　1,189,401円
支払期日　平成23年11月20日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社三井住友銀行日比谷支店
振出日　平成23年８月10日
振出地　東京都港区
振出人　明治産業株式会社　取締役社長　竹内　眞哉
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第２２８号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに、当裁判所に、権利を届け出てください。もし、この終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。
東京都板橋区西台１丁目１番３号
申立人　長田　清美
申立人代理人弁護士　名取　康彦
同　高橋理恵子
権利の届出の終期　平成24年３月12日
平成23年11月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴不動産の表示（土地の表示）
所在　板橋区西台一丁目
地番　四参弐番七
地目　宅地
地積　81.45㎡
⑵登記年月日及び登記した権利の内容
①順位番号１⑶
東京法務局板橋出張所昭和54年５月29日受付第31315号
登記の目的　根抵当権設定
原因　昭和五四年五月弐弐日設定
極度額　金壱千万円
債権の範囲　信用金庫取引　手形債権　小切手債権
債務者　板橋区西台一丁目弐番五号　長田　恒雄
根抵当権者　北区田端新町三丁目弐五番弐号　龍野川信用金庫（取扱店上板橋支店）
共同担保　目録㋐第壱〇壱六号
順位五番の登記を移記
順位番号付記１号
東京法務局板橋出張所昭和54年10月15日受付第58503号
登記の目的　壱番根抵当権変更
原因　昭和五四年九月弐八日変更
極度額　金壱千弐百万円
順位五番付記壱号の登記を移記
順位番号付記２号
東京法務局板橋出張所昭和57年３月９日受付第11107号
登記の目的　壱番根抵当権移転
原因　昭和五七年壱月壱九日譲渡
根抵当権者　板橋区大山東町五八番八号　三協鉄筋株式会社
順位五番付記弐号の登記を移記
順位番号付記３号
東京法務局板橋出張所昭和57年３月９日受付第11108号
登記の目的　壱番根抵当権変更
原因　昭和五七年壱月壱九日変更
債権の範囲　手形割引取引　金銭消費貸借取引
順位五番付記参号の登記を移記
②順位番号４
東京法務局板橋出張所昭和55年５月２日受付第22714号
登記の目的　抵当権設定
原因　昭和五五年参月弐〇日金銭消費貸借同日設定
債権額　金壱千弐百万円
利息　年壱割五分
損害金　年参割
債務者　板橋区西台一丁目壱番参号　長田　武
抵当権者　板橋区西台一丁目弐番五号　持分弐分の壱　佐藤　行男
板橋区徳丸一丁目四五番壱号　弐分の壱　佐野　栄文
共同担保　目録㋑第四七八七号
順位八番の登記を移記
⑶除権決定により失権となる権利
上記１⑵①順位番号１⑶の根抵当権者（順位番号付記２号により移転済み）及び同②順位番号４の抵当権者の内、佐藤行男が有する権利